

中華人民共和国による弾道ミサイル発射に関する意見書

中華人民解放軍が本年8月4日から9日にかけて、台湾周辺海域において「重要軍事演習行動」を実施し、その際、同国内陸部及び沿岸部より発射された弾道ミサイルのうち5発が、波照間島南西沖にある我が国の排他的経済水域（ＥＥＺ）に落下し、ほか1発が与那国島から北北西約80キロメートル（ＥＥＺ外）に落下しています。日本の排他的経済水域内に同軍の弾道ミサイルが落下したのは初めてであり、当該軍事演習海域から波照間島まで僅か60キロメートルしか離れていないことから沖縄県民に大きな恐怖と不安を与えました。

ミサイル落下周辺海域は、糸満漁業協同組合所属の漁業従事者の漁場海域にもなっており、安全航行の確保が脅かされることから周辺海域での漁の自粛を余儀なくされていると同時に水産資源にも影響が出てこないか懸念をしているところでもあります。

本市は、さきの大戦における沖縄戦終えんの地であり、平和の発信に取り組む行政を強く推進しており、今回の中華人民共和国の行動は、偶発的な軍事衝突と国際社会の緊張の高まりが懸念されるため、糸満市民をはじめ県民、国民にも大きな衝撃と不安を与えており断じて容認できません。

よって、本市議会は、漁業従事者をはじめとした市民（国民）の生命・財産と通常生活を守る立場から沖縄県に対し、中華人民共和国によるこのような行為を繰り返さないよう引き続き厳しい姿勢で臨まれるのはもちろんのこと、あらゆる外交ルートを活用し、中国に対し自制を求める働きかけをするよう関係省庁等に対し要請していただきますようお願い申し上げます。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

令和4年9月7日

糸 満 市 議 会

中華人民共和国による弾道ミサイル発射に関する抗議決議

中華人民解放軍は本年8月4日から9日にかけて、台湾周辺海域において「重要軍事演習行動」を実施し、その際、同国内陸部及び沿岸部より発射された弾道ミサイルのうち5発が、波照間島南西沖にある我が国の排他的経済水域（ＥＥＺ）に落下し、ほか1発が与那国島から北北西約80キロメートル（ＥＥＺ外）に落下している。日本の排他的経済水域内に同軍の弾道ミサイルが落下したのは初めてであり、当該軍事演習海域から沖縄県波照間島まで僅か60キロメートルしか離れていない。

ミサイル落下周辺海域は、糸満漁業協同組合所属の漁業従事者の漁場海域にもなっており、安全航行の確保が脅かされることから周辺海域での漁の自粛を余儀なくされていると同時に水産資源にも影響が出てこないか懸念をしている。

本市は、さきの大戦における沖縄戦終えんの地であり、平和の発信に取り組む行政を強く推進しており、今回の中華人民共和国の行動は、偶発的な軍事衝突と国際社会の緊張の高まりが懸念されるため、糸満市民をはじめ県民、国民にも大きな衝撃と不安を与えており断じて容認できない。

よって、本市議会は、漁業従事者をはじめとした市民（国民）の生命・財産と通常生活を守る立場から中華人民共和国政府に対し、沖縄周辺海域における軍事演習の実施及び我が国の排他的経済水域へ向けた弾道ミサイルの発射に関し、厳重に抗議するとともに、今後一切実施しないよう強く要求する。

以上のとおり決議する。

令和4年9月7日

糸 満 市 議 会